

衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会ニュース

平成 27. 7. 13 第 189 回国会第 20 号

7 月 13 日（月）、第 20 回の委員会が開かれました。

- 1 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 72 号）
国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案（内閣提出第 73 号）
自衛隊法等の一部を改正する法律案（江田憲司君外 4 名提出、衆法第 25 号）
国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律案（江田憲司君外 4 名提出、衆法第 26 号）
領域等の警備に関する法律案（大島敦君外 8 名提出、衆法第 27 号）
- ・岸田外務大臣、中谷国務大臣（防衛大臣・安全保障法制担当）、石破国務大臣及び政府参考人並びに提出者大串博志君、今井雅人君、丸山穂高君及び後藤祐一君に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

岩屋 毅君（自民）

- ・民主党及び維新の党も、我が国防衛のために活動している米艦船への攻撃を排除する必要があることについては与党と共通認識を持っているものと理解するが、それぞれの認識を伺いたい。
- ・維新案の武力攻撃危機事態は「我が国周辺の地域」に地理的範囲を限定しているが、その理由を伺いたい。
- ・領域警備法案においては、領域警備区域の特定海域を航行しようとする船舶に通報義務を課すことができるとしているが、この制度は国連海洋法条約の無害通航権を侵害することにならないのか、維新の党に伺いたい。

伊佐進一君（公明）

- ・維新案の武力攻撃危機事態において行使される自衛権は個別的自衛権と集団的自衛権が混在するものであるとの認識でよいか、維新の党に伺いたい。
- ・維新の党が、後方支援活動における弾薬の提供や戦闘作戦行動発進準備中の航空機への給油及び整備を他国の武力行使と一体化すると判断した根拠を伺いたい。
- ・維新の党提出の国際平和協力支援法案は、自衛隊の派遣容認の根拠を国連の授權決議がある場合のみとして関連決議を排除しているが、その理由を維新の党に伺いたい。

横路孝弘君（民主）

- ・集団的自衛権を行使するための国際法上の要件とされる武力攻撃を受けた国からの要請又は同意のうち、同意とは何か、存立危機事態に際して具体的にどのような行為か、岸田外務大臣に説明いただきたい。

- ・7 月 1 日の本委員会において、中谷安全保障法制担当大臣は、我が国が武力攻撃を受けない場合、受けるおそれが全くない場合でも新三要件の適用があり得る旨答弁しているが、それは他国防衛のため以外にはないのはいいか、見解を伺いたい。
- ・存立危機事態の新 3 要件は、国際法上の集団的自衛権行使の必要性と均衡性の要件よりも広がっているのはいいか、岸田外務大臣の見解を伺いたい。

緒方 林太郎君（民主）

- ・限定的な集団的自衛権行使の合憲性について、砂川最高裁判決を根拠として政府は説明しているが、同判決の重要性についての中谷安全保障法制担当大臣の見解を伺いたい。
- ・存立危機事態の事例とされる「邦人輸送中の米輸送艦の防護のイラスト」において「密接な関係にある他国」及び同国への「武力攻撃」並びに「存立危機武力攻撃」とはどれを指すのか、中谷安全保障法制担当大臣に説明していただきたい。
- ・世界遺産登録が決定した「明治日本の産業革命遺産」に関して情報センターが設立されるという話があるが、どのようなものを、どこに作るようとしているのか、石破地方創生担当大臣に伺いたい。

後藤祐一君（民主）

- ・全国的な停戦合意がないイラクで実施された人道復興支援活動が、改正国際平和協力法によって実施可能となるならば、PKO 参加 5 原則の停戦合意の解釈に変更があったと考えざるを得ないが、中谷安全保障法制担当大

臣の見解を伺いたい。

- ・ 7月1日の参考人質疑において、伊勢崎参考人は、PKO活動において、停戦合意が破られたとしても、自衛隊が撤退することは不可能であると述べているが、中谷安全保障法制担当大臣の見解を伺いたい。
- ・ 国連平和維持隊が活動する地域において、武力紛争が発生するなど活動継続が困難となった場合、自衛隊を撤退させなければならないとする義務規定はあるのか、中谷安全保障法制担当大臣に伺いたい。

水戸将史君（維新）

- ・ グレーゾーン事態は増加・長期化・深刻化しており、運用の改善だけでは対応できない場合に対し、領域警備法の制定が必要と考えるが、中谷安全保障法制担当大臣の見解を伺いたい。
- ・ 電話による閣議は、連絡が取れない閣僚に対する確認や急迫した事態に対する対応に問題があるため、領域警備法に基づいてあらかじめ体制を構築しておく方が効果的と考えるが、中谷安全保障法制担当大臣の見解を伺いたい。

- ・ 昨年秋の小笠原沖での中国船によるサンゴの違法操業のような事案に対して、領域警備法が必要であると考えますが、中谷安全保障法制担当大臣の見解を伺いたい。

宮本徹君（共産）

- ・ 「イラク復興支援活動行動史」の家族支援や惨事発生時の心的ストレスに関する記述部分を黒塗りにしたのは、自衛隊のリスクを小さく見せようとするためとも思えるが、そのようにして提出した理由について、中谷安全保障法制担当大臣に説明いただきたい。
- ・ 平和安全法制関連法の成立により装備体系が増え、厳しい財政状況の中、将来世代の負担が増加することが懸念されるが、中谷安全保障法制担当大臣の見解を伺いたい。
- ・ 南シナ海の領有権問題の解決には平和的・外交的アプローチしかなく、平和安全法制関連法の成立で想定されるような米国との共同警戒監視活動への参加や日米間のアセット相互防護といった方向は間違っており、そのようなことから、平和安全法制関連法案は撤回すべきと考えるが、中谷安全保障法制担当大臣の見解を伺いたい。